

奈良県告示第二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき県営土地改良事業（県営ため池整備事業香芝地区）計画を定めたので、同条第五項の規定により、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 縦覧期間

令和六年六月二十六日から同年七月二十四日まで

二 縦覧場所

香芝市役所